

## 西日本豪雨に対する支援について

公益財団法人浦上奨学会（以下「当会」という）では、2018年7月の西日本豪雨（平成30年7月豪雨）によって、経済状況が悪化し修学が困難な状況にある大学生を支援するため、下記の奨学金を新設（別紙参照）しましたのでお知らせします。また、当会は広島県の被災者支援や被災地の復旧に役立てていただくため、義援金を寄付しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 西日本豪雨被災学生への特別奨学金の給付

- (1) 対象 過去2年間に当会の貸与奨学生の採用実績があり、支援が必要な学生がいると思われる10大学を選定し、修業年限6年を含む学部生を対象にした。大学院生は除く。
- (2) 支援内容 一人当たり月額5万円（年間60万円）の給付金を最短修業年限まで給付する。加えて、初回のみ一時金50万円を給付する。  
（最短修業年限とは、修業年限4年の1年生であれば4年間をいう）
- (3) 募集期間 2018年度から2020年度の3年間募集する。
- (4) 募集人員 毎年10名（各大学で1名）を募集する。3年間で延べ30名の学生を採用予定。
- (5) 給付期間 2018年度の給付期間は10月から翌年3月までの6ヵ月間とし、2019年度以降は4月から翌年3月までの12ヵ月間とする。
- (6) 給付総額 採用者全員を修業年限4年の1年生と仮定した場合、奨学金の給付総額は8,400万円になる見込み。

#### 2. 西日本豪雨への義援金の寄付

義援金200万円を広島県に寄付。

#### <ご参考> 公益財団法人浦上奨学会

- ・設立 1970年3月
- ・理事長 浦上 浩（リョービ株式会社 相談役）
- ・事業内容 広島県出身の大学院生に奨学金を貸与する奨学事業、東日本大震災の被災大学生に奨学金を給付する奨学事業、広島県在住又は出身の研究者に研究助成金を給付する助成事業、アジアからの留学生の支援事業などを行う。

<問合せ先>公益財団法人浦上奨学会 事務局：山下 〒726-8628 広島県府中市目崎町762

TEL:0847-41-1140、FAX:0847-41-5111

E-mail:urakamishougakukai@ryobi-group.co.jp

ホームページ：<http://www.ryobi-group.co.jp/urakamishougakukai/>

## 西日本豪雨（平成30年7月豪雨） 特別奨学金の新設について

公益財団法人浦上奨学会（以下「当会」という）は、2018年7月の西日本豪雨（平成30年7月豪雨、以下「本豪雨」という）によって経済状況が悪化し修学が困難な大学生を支援するため、下記の特別奨学金を新設しましたので、ご案内いたします。

### 記

#### 1. 応募資格

次の各号のすべてに該当する大学生（いわゆる学部生であって、大学院生は除く）

- (1) 修業年限4年の学部在籍する1年生から4年生、若しくは修業年限6年の学部在籍する1年生から6年生
- (2) 本豪雨による災害救助法適用地域に在住、若しくは同地に実家があり、学費や生活費を払う両親が被災したり家屋が倒壊するなど、経済的に修学が困難な学生
- (3) 心身ともに健康であり、品行方正で学習意欲が高い者
- (4) 大学の長の推薦が受けられる者
- (5) 他の奨学金（返済義務のある奨学金を除く）の支給を受けていない者

#### 2. 支援内容

- (1) 給付金 一人当たり月額5万円
- (2) 一時金 一人当たり50万円（初回のみ）
- (3) 給付期間 最短修業年限（例えば修業年限4年の学部の1年生は4年間、3年生は2年間）
- (4) 運用開始 2018年10月より

#### 3. 対象大学

- (1) 過去2年間に当会の貸与奨学生の採用実績があり被災学生が在籍していると思われる10大学
- (2) 2019年度以降は上記10大学の応募状況により対象大学を絞り込み

#### 4. 募集内容

- (1) 募集人員 各大学1名の10名
- (2) 募集期間 2018年度から2020年度の3年間、毎年10名募集で合計30名を採用予定
- (3) 運用期間 採用者の最短修業年度まで  
採用者全員を修業年限4年の1年生とした場合、運用期間は制度新設から6年間

#### 5. 出願方法

次の書類を大学経由で当会理事長宛に提出

- (1) 特別奨学金願書（当会所定の用紙を使用）
- (2) 在学大学長または学部長の推薦書（当会所定の用紙を使用）
- (3) 成績証明書（1年生は出身高校のもの、2年生以上は在学大学のもの）
- (4) 罹災（被災）証明書

証明書の入手が困難な場合は、被災の状況と証明書入手が困難な理由が記載され、大学の公印が押印された書面（別紙推薦書）をもって代用可とする

- (5) 所得証明書（保護者等）

6. 願書締切

- (1) 2018年度は2018年10月26日(金)必着 (提出書類は返却しない)
- (2) 2019年度以降は4月募集、5月締切

7. 選考方法

書類選考、面接のうえ決定

8. 結果通知

- (1) 2018年度は2019年1月に大学を通じて連絡
- (2) 2019年度以降は7月に大学を通じて連絡

9. 奨学金給付

- (1) 2018年度は10月から翌年3月までの6ヵ月間が給付期間(年間30万円)
- (2) 2019年度以降は4月から翌年3月までの12ヶ月間が給付期間(年間60万円)
- (3) 最短修業年度の3月まで毎月、本人所定の口座に振り込み

10. 進級時及び卒業時の提出書類

- (1) 進級時は近況レポート、進級証明書(進級学年を明記した証明書)、成績証明書を提出
- (2) 卒業時は近況レポート、卒業証明書を提出

11. その他

- (1) この奨学金は返還義務を伴わない
- (2) 受給者が次のいずれかに該当した場合は、受給決定を取り消す
  - ① 提出書類の記載事項に虚偽があった場合
  - ② 応募資格に定める各号に該当しなくなった場合
- (3) 受給期間中に留年または休学、長期欠席などにより、最短修業年限で卒業できないと判断される場合は、奨学金の支給を打ち切る
- (4) 受給期間中に在籍大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が不良であったり、その他の当会の奨学生としてふさわしくないと判断される場合は、奨学金の支給を打ち切る

12. 個人情報の取り扱いについて

提出書類に記載された個人情報は、本奨学金事業のためだけに利用し、その他の目的では利用しない

不明な点は当会(事務局：山下)へお問い合わせください

〒726-8628 広島県府中市目崎町762

公益財団法人 浦上奨学会

T E L (0847) 41 - 1140

メールアドレス urakamishougakukai@ryobi-group.co.jp

<http://www.ryobi-group.co.jp/urakamishougakukai/>

以 上